

平成 26 年度国立大学法人東京工業大学年度計画

中期目標	中期計画	平成 26 年度年度計画
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>I-1-1. アドミッション・ポリシーに則して、十分な学力と高い資質を有する人材を受け入れる。</p> <p>I-1-2. 広い視野と確かな専門学力、創造性を備え、国際的に活躍できる人材を育成する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【1】大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、各学部・研究科においてもこれを策定する。</p> <p>【2】本学で学ぶための十分な学力と高い資質を備えた学生を受け入れるという視点に加え、海外からも広く優秀な留学生を受け入れる観点から、入学者選抜方法の更なる改善を行う。</p> <p>【3】国際性を涵養するなど広い視野に立ち、理工学の最先端科学技術を体感させる革新的な教育方法の導入等、創造性育成教育を発展させる。</p> <p>【4】豊かな教養と高い専門性を習得する観点から、教養と専門の連携を強化した教育を実施する。</p> <p>【5】学士課程の英語カリキュラムを充実するとともに、大学院課程においては英語による授業を拡充する。また、外国人教員の配置等により基礎専門科目等の授業を日本語と英語で実施できる体制を整備するなど、グローバル人材育成に向けた取組を強化する。</p>	<p>・平成 28 年度開始予定の教育改革を踏まえ、アドミッション・ポリシーを見直す必要があるか検討する。</p> <p>・入学者選抜方法の検証を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年度開始予定の教育改革を踏まえた検討を開始する。</p> <p>・学生募集方法の検証を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年度開始予定の教育改革を踏まえた検討を開始する。</p> <p>・平成 25 年度の事例発表会における意見交換等を核に、創造性育成科目における課題・施策について検討する。また、平成 26 年度も事例発表会を実施する。</p> <p>・グローバル人材育成事業による講義改革を引き続き実施するとともに、国際フロンティア理工学教育プログラムを開始する。</p> <p>・ラーニングアウトカム及びカリキュラムポリシーに基づいた全学科目教育を実施する。</p> <p>・全学科目の科目間の連携や専門教育との連携を強化した教育を実施する。</p> <p>・グローバル人材育成に向けた取組強化の一環として、理工系基礎科目については英語による講義の試行を行う。</p> <p>・大学院における英語による講義等の拡充策の実施を行い、その実施結果の検証を行う</p>

I-1-3. 自主性と多様性を重んじた教育を推進する。

I-1-4. 社会のリーダーとなる人材を輩出すべく、教育ポリシーに基づいてディプロマ・ポリシーを策定し、学位授与を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

【6】 セミナーやフォーラム、留学生交流企画等、キャンパス内外で英語に接する場を充実するとともに、大学院学生を中心として、学生が海外で活動する機会を増加させる。

【6-2】 学長直属の教育改革推進本部を中心に教育改革の検討を進め、逐次具体化を図り、平成28年度から実施する学部大学院一貫の新たな教育システムを構築する。

【7】 学生の自主性を促す体系的な履修計画を策定し、それに基づく教育指導を行う。また、学生が自らの興味・関心や達成度に応じて多様な選択ができるカリキュラムへの転換を進める。

【8】 論文研究において、複数教員による組織的指導等、多面的な教育を実施する。

【9】 学科・専攻の枠を越えた学内連携に加えて、国内外の有力大学及び研究機関との連携を推進し、多様な教育を提供する。また、イノベーション人材養成機構を核としてキャリア教育を強化する。

【10】 教育ポリシーに基づいて、各学部・研究科でディプロマ・ポリシーを策定し、卒業・修了要件の見直し並びに評価方法を改善する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

・平成25年度に改善した方策に基づき、キャンパス内外で英語に接する場を引き続き提供する。
・学生が海外で活動する機会の拡充策を検討し、実施する。

・学長直属の教育改革推進本部を中心に学部大学院一貫の新たな教育システムの平成28年度からの実施に向けて検討を進め、学問の体系毎のカリキュラムや全学共通科目の内容をとりまとめるなど、逐次具体化を図る。

・平成28年度開始予定の教育改革を踏まえ学生の自主性を促す体系的な履修計画を策定し、学生が自らの興味・関心や達成度に応じて多様な選択ができるカリキュラムへ転換する準備を進める。

・専攻等において、前年度の検証結果に基づいて、論文研究の複数教員による組織的な指導体制を更に充実させる。
・専攻等において、前年度の検証結果に基づいて、論文研究の多面的な教育の見直しを検討する。

・イノベーション人材養成機構による博士課程学生のアウトカムズに沿ったキャリア教育を実施するとともに、同教育に対する他大学との連携を検討し、可能なものから順次実施する。
・イノベーション人材養成機構によるキャリア教育を全修士課程学生に拡充するための方策を検討する。
・国内大学との連携による教育を拡充・推進する。
・海外の大学・研究機関との連携による教育を拡充する。
・オリエンテーションなどにおいて卒業・修了要件及び成績評価方法を説明・指導して学生に周知する。
・前年度のアンケートによる検証結果に基づいて改善策を検討する。

I-1-5. 教育推進室を中心に教育改革を継続的に行うシステムを強化する。

I-1-6. 効果的な教育環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

I-1-7. 安心・安全・快適なキャンパスライフのための学生支援を充実する。

【11】教育推進室と各学部・研究科が連携し、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルに基づいた教育改善を行うシステムを充実する。

【12】FD (Faculty Development) の実施体制及び実施内容を見直し、更なる改善を行う。

【13】ICT (Information and Communication Technology) を活用した教育支援システム及び運用体制を充実する。また、平成 28 年度から開始する学部大学院一貫の新たな教育システムに対応できる新教務支援システムを構築する。

【14】アクティブラーニングや少人数教育など授業形態の多様化に対応できる教育施設・設備を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【15】学生支援のための諸活動の拠点として、学生支援センターにおける各部門の運営体制を強化し、かつ部門間の連携を進める。

【16】博士課程学生、困窮度の高い学生、国内外で開催される競技や国際的な催しに参加する学生等、広い視点で経済的支援を継続的に実施する。

・将来の全学的な実施を視野に、全学から 6~8 学科を選定して授業評価を活用した教育改善の PDCA 活動を実施し、学部・大学院教育改善システムの運用方法を検討するとともに、その充実を図る。
・入試追跡調査等を実施し、指導と助言のための委員会を組織して、高度な分析・評価を進める。

・学部・大学院 FD 研修(一部、東工大型)の実施、並びに、分析・評価を実施する。
・東工大型 FD 活動提言書について、その評価、見直しを行い、よりよい FD 活動の実現を目指す。
・平成 28 年度から開始する新たな教育システムに対応できる新教務支援システムの仕様策定・構築に着手する。
・教務 Web システムの機能を検証し、必要があれば改善策を検討する。
・TOKYO TECH OCW 及び TOKYO TECH OCW-i の継続的な充実を行う。また、遠隔講義の配信を TOKYO TECH OCW-i サイトから行うことを検討する。

・前年度の実施状況を確認しつつ、設備改善の効果を検証・評価する。
・アクティブラーニング、グループワークのための施設を整備する。

・前年度の見直し結果に基づき、各部門の特性を十分活かせる運営体制及び各部門間の有機的連携が推進できる体制に改善する。

・博士課程学生への経済的支援を充実させ、引き続き実施する。
・困窮度の高い学生への経済的支援制度の見直しを行う。
・課外活動等の参加者への経済的支援策の見直しを行う。
・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料免除等の経済的支援を引き続き実施する。

I-1-8. キャンパスライフ充実のために学生の視点を活かした活動を強化する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

I-2-1. 長期的な観点に立脚した基礎的・基盤的領域の多様で独創的な研究成果に基づき、融合領域・新規領域を含めた新しい価値を創造する。

I-2-2. 本学で創造された価値の活用を推進し、社会での応用を目指すとともに、融合領域・新規領域を積極的に開拓する。

【17】 留学生を含め、本学学生に対する宿舍を整備・充実する。

【18】 ハラスメント・メンタルヘルス対策を強化するための相談体制を充実するとともに、学生・教職員への啓発活動を継続的に実施する。

【19】 学勢調査の内容及び実施体制を充実し、学生の意見を大学運営に反映する。

【20】 キャンパスガイド、広報サポート、ピアサポート等、広い視野を養う機会となる場を積極的に提供し、学生による活動を大学運営に活用する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【21】 多様な社会の要求に適時に応え、複雑に変化する研究分野を常に先導し続けるため、長期的観点での基礎的・基盤的・萌芽的領域における研究を強化する。

【22】 社会や研究者・学生を惹き付ける魅力ある領域を設定し、その領域の研究活動を積極的に推進する。

【23】 近い将来に実現すべき社会・産業課題を設定し、学内外と広く連携して組織的に取り組む「ソリューション研究」を推進する。

【24】 国内外における産官学連携活動や政策・ビジョン提示等の社会連携を通して、知の活用を推

・民間等との提携寮の実施を行い、日本人及び留学生の受け入れ可能人数を増加させる

・ハラスメント・メンタルヘルスに対応する体制の充実に向けて見直しを行う。
・学生・教職員への啓発活動を充実する。

・学勢調査を実施し、調査結果の集計・分析と大学への提言を行う。
・平成26年度までに行ったすべての学勢調査の結果を分析し、学生のニーズの動向等について検討する。
・学生モニター制度の検討を進めると同時に、各種学生サポーター制度を推進し、活動支援体制を充実させる。

・前年度に拡充した長期的観点での基礎的・基盤的・萌芽的領域における研究の強化に向けた支援策を引き続き実施する。
・前年度に引き続き、挑戦的研究賞を実施する。

・社会や研究者・学生を惹き付ける魅力ある領域に関する国内外の情報収集を継続して行う。
・横断型研究組織の運営・研究活動を引き続き推進する。また、新しい領域を設定した場合、その活動を推進する。

・ソリューション研究機構の活動を中心として、ソリューション研究を推進する。
・政府等による各種課題設定の分析を行い、これに基づき、必要に応じて本学で対応すべき社会・産業課題の見直しを行う。

・産学連携推進本部が、本学の産学連携活動の一元的な窓口として、学内のシーズに対応して共同研究・委託研

進する。

【25-1】本学で創造された新しい価値を活用して、学内及び国内外の他大学・研究機関との連携による融合領域・新規領域の開拓に取り組む。

【25-2】世界トップレベル研究拠点「地球生命研究所」において、初期地球にフォーカスし、地球と生命の起源と進化を互いに関連づけて明らかにすることを目指す研究を推進するとともに、このための組織整備等を重点的に行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標

I-2-3. 本学の知識・資源を活用した組織的研究を機動的に実施する体制を確立する。

I-2-4. 研究者がそれぞれの研究に熱中できる環境とサポート体制を整備する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【26】従来の研究科・専攻、研究所、センター等の枠組みとは別に、全学体制で特定の研究領域の研究者組織を機動的に構築する制度を整備し、実施する。

【27】優れた研究者を適切に評価してインセンティブを付与する体制を構築し、実施する。

【28】研究プロジェクトを支援する人材を確保し、配置する。

【29】長期的視点での基礎的・基盤的・萌芽的領域の研究を強化するための資源を確保し、配分する。

究の契約、リエゾン活動、技術移転活動を実施する。
・引き続き、本学として効果的な社会連携に取り組む。

・フロンティア研究機構の活動を推進する。
・引き続き、学内及び国内外の他大学・研究機関との連携による研究領域のうち、新たに取り組むべき融合領域・新規領域を開拓する施策を実施する。
・地球生命研究所の環境の整備を行う。
・引き続き、地球生命研究所において、初期地球にフォーカスし、地球と生命の起源と進化を互いに関連づけて明らかにすることを旨とする研究を推進する。

・研究戦略室のヘッドクォーター機能、研究戦略推進センターの拡充されたコーディネート機能により、トップダウン的に既存組織を横断する研究組織の構築及びその研究活動の支援を行う。
・引き続きイノベーション研究推進体などの枠組と研究戦略推進センターのコーディネート機能を活用することによってボトムアップ的に既存組織を横断する研究組織の構築を支援する。

・優れた若手研究者を顕彰するため、引き続き挑戦的研究賞を授与する。
・前年度に検討・実施した優秀な若手研究者を支援する「『東工大の星』支援」を含め、全学的視点での貢献度評価に基づき、優れた研究者に対してインセンティブを付与する方策を引き続き実施する。

・前年度に拡充させた研究プロジェクトを支援する人材を、引き続き配置するとともに、全学的に取り組む研究プログラムへの提案の企画立案を行う。
・研究機器・装置の運転・保守・管理を担当する
・引き続き、必要な資源を確保するとともに、前年度に充実させた取組を含め、資源の配分を実施する。

<p>I-2-5. 共同利用・共同研究拠点は、その使命を推進し、全国の関連分野の研究の進展に貢献する。</p>	<p>【30】研究基盤の明確化とその整備・更新計画のマスタープランの改訂を進める。</p> <p>【31】研究活動の基盤としての技術支援を充実する。</p> <p>【32】共同利用・共同研究拠点が、その機能の強化を図り、関連研究者との共同利用・共同研究を推進し、もって当該分野の学術研究の発展を先導できるよう、支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究インフラストラクチャーに関するマスタープランを必要に応じて改訂する。 ・研究情報基盤をハード・ソフト双方の観点から充実する。 ・マスタープランを踏まえ、研究インフラストラクチャーの新規導入、更新、保守を進める。 ・研究スペースを効率的に利用するための方策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術支援のための職員配置、業務内容を再点検する。 ・技術職員の人材育成について、継続して検証を行い実施について検討する。 ・全学支援体制を強化するために、継続して機器類の整備を進める <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用・共同研究拠点は、その機能の強化を図る。 ・応用セラミックス研究所は、国内外研究機関宛に再度ヒアリングを実施し、より強化する課題を抽出する。 ・資源化学研究所は、「五大学附置研究所ネットワーク型共同研究拠点」としての活動を引き続き推進する。 ・学術国際情報センターは、8大学情報基盤センターによるネットワーク型拠点の特徴を生かした共同研究を推進するとともに、拠点利用研究者コミュニティの活性化のための研究会開催等の支援を行う。
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 I-3-1. 大学の有する知の提供を通じて社会と連携するとともに、社会貢献を果たす。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 【33】初等中等教育に対する理科教育への支援及び社会人教育院等において、生涯学習や技術指導の機会を提供する。また、国際的にも科学技術で社会貢献を行う。</p> <p>【34】社会のニーズに即した産官学連携を積極的に推進し、本学で創造された知の国内外での応用・活用を促進する。また、本学で創造された知を政策策定・世論醸成を通して社会に還元する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き大田区、目黒区等との連携を行い、小中学生の理科教育への支援を行う。 ・広く一般向けにセミナー等を実施する。 ・引き続きタイ、アジア圏での理工学系分野における高度人材育成と研究開発のハブを目指して設立した大学院TAISTなど教育研究を通じて、国際的に社会貢献を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・本学の知的財産を社会において有効活用するため、共同研究・委託研究の契約、リエゾン活動、技術移転活動を実施する。 ・本学で創造された知を社会に還元するため、政策への関与・発信、研究交流会等を引き続き実施する。

【35】Tokyo Tech STAR (Science and Technology Academic Repository) 構想に基づく教育研究成果の従来の発信に加え、文化・社会的観点からの検討と学内外に向けて広く表現するために、博物館機能を充実する。

・引き続き、東京工業大学 STAR サーチ、T2R2 (Tokyo Tech Research Repository) システム等により、教育研究成果の発信を行う。
・百年記念館の大規模改修に向けた準備を行うとともに、社会連携拠点としての博物館の在り方とリニューアルオープンに向けた機能的検討を行う。加えて、引き続き広報活動の強化を図る。
・百年記念館の資史料館部門においては本格稼働へ向けた、運用の仕組みの確立と規則の整備を行う。
・地球史資料館の機能強化策について検討するとともに、可能なものから実行する。

(2) 国際化に関する目標

I-3-2. 戦略的な大学連携や運営の充実により、国際化を推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

【36】世界の理工系トップ大学・研究機関との連携を大学及び部局レベルで強化し、研究者及び学生の交流を促進する。また、マサチューセッツ工科大学等世界トップレベルの海外大学から招へいた外国人教員等による講義等を通じて、学生の国際的な視野を拓げる。

・海外の大学・研究機関との多様な交流施策を引き続き実施する。
・ASPIRE リーグとの連携を含め、世界の理工系トップ大学との研究者・学生交流を引き続き強化する。
・世界トップレベルの海外大学からの教員招聘プログラムを検討し、実施する。

【37】海外オフィス及び大学連携の活用、国際会議開催支援の実施等、教育研究等の国際化推進のための支援を充実する。

・海外オフィスにおける活動を引き続き強化する。
・前年度の留学説明会の実績を踏まえ、海外拠点を活用したアジア周辺国学生への留学情報提供を行う。
・大学連携を活用して、サテライトラボの公募・設置など国際化推進のための支援策を引き続き実施する。
・外国人研究者、留学生への支援等の情報提供を行うワンストップサービスを引き続き実施する。

(3) 附属学校に関する目標

I-3-3. 附属科学技術高等学校と大学が連携し、関係者の協力も得ながら、教育研究活動及び学校運営の改善を図り、科学技術系の専門高校として先導的役割を果たす。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【38】先端的な科学技術を取り入れた授業の開発等を行い、その成果の普及に努めるとともに、生徒の科学技術への興味を喚起し、主体的学習を促す教育システムを発展させる。

・SSH (スーパーサイエンスハイスクール) で研究開発した成果の定着と普及方法の有用性の検証から得られた成果を活用しながら、発展的に継続する。
・主体的学習を促す教育システムの有用性の検証から得られた成果を活用しながら、発展的に継続する。
・国際科学技術教育について内容、構成等を一部試行し、有用性を検証する。

【39】科学技術創造立国に貢献する人材育成を目的

・高大連携特別選抜学生の追跡調査結果等を踏まえ、引

とする高大連携教育システムについて、不断の検証を実施し、改善を行う。

【40】地域の学校や関係者等との連携を強化するとともに、教育活動と学校運営について、組織的・継続的な改善を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【41】学長直属の戦略策定部門の機能強化等、トップダウンによる運営体制を充実する。併せて、外部有識者の意見を積極的に大学運営に反映し、ガバナンスの透明性を確保する。

【42】学長のリーダーシップの下で、将来構想や中期目標の実現を重視した学長裁量の資源（ポスト・経費・スペース）配分や予算の重点配分を行い、戦略的経営を推進する。

【43】入学定員を含め、基本的な教育研究組織について見直しを行い、組織を整備する。また、学長のリーダーシップの下で、学部と大学院が一体となって教育を行う新体制を構築する。

【44】附置研究所を中心として構成する新統合研究院（仮称）、COE センターで構成する先進教育研究機構（仮称）、情報系、エネルギー環境系等の組織横断的機構を中核として、新たなディシプリンや重点分野・ソリューションプロジェクトを推進する教育研究組織の構築を検討し、

引き続き高大連携教育システムで実施すべき教育内容を精査するとともに、高大連携サマーレクチャー・サマーチャレンジ、課題研究等を通して、それを試行する。

・東工大附属科学技術高等学校以外の高校にさらに高大連携教育システムを波及させる方策を検討し、可能な範囲で実施する。

・上記の成果に基づき、高大連携特別選抜の方法を再検討し、必要に応じて見直しを行う。

・前年度の検証により得られた成果を活用しながら、地域の学校や関係者等との連携授業を発展的に継続する。

・前年度の検証により得られた成果を活用しながら、国際交流推進の具体的な方策を発展的に継続する。

・前年度に引き続き学校運営を改善し充実する。

・監査機能及びコンプライアンス機能を充実する。

・学長と直属の戦略策定部門を中心として大学運営を行うとともに、必要に応じその改善を図る。

・外部有識者や経営協議会委員、監事、大学構成員の意見を取り入れ、大学運営を改善する

・学長裁量の資源（ポスト・経費・スペース）について、将来構想や中期目標の実現を重視した全学的改革へ活用する。

・予算の執行状況を把握し、効率的な予算執行を行う。

・学長のリーダーシップの下で、学部と大学院が一体となって教育を行う新体制の構築に向けた検討を行う。

・新たな横断型組織の設置及び組織の充実について検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

II-1-1. 学長のリーダーシップによる戦略的経営・機動的運営を推進する。

II-1-2. 新たな社会の要請や時代の変化に対応する柔軟な教育研究組織を整備する。

II-1-3. 組織の活力向上に資するため、優秀で多様な教職員を確保するとともに、教職員がその能力と個性を十分に発揮できる仕組みを構築する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

実現可能な組織を整備する。

- 【45】 優秀な教員を世界的視野で確保するとともに、教員構成を多様化するため、適切な業績評価体制の整備、年俸制の導入・促進をはじめとする、人事・給与システムの弾力化に取り組む。
- 【46】 教員の役割分担システムを構築するとともに、活力向上を考慮した組織運営を実現する。
- 【47】 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等に対する取組（女性研究者への支援、子育て支援等）を実施することにより意識の醸成・涵養を図るとともに、環境整備を行う。
- 【48】 グローバルエッジ研究院、プロダクティブリーダー養成機構等の人材養成プログラムを統合した「東工大トータル人材育成システム（仮称）」を構築し、若手研究者等の養成を総括的に行う。
- 【49】 教職員のハラスメントやメンタルヘルスへの認識を啓発するとともに、相談・対応体制を強化する。
- 【50】 大学が求める事務職員像に見合った人材獲得方策を策定し、それに基づいた採用を行う。
- 【51】 事務職員等の能力向上と次代の大学経営に対応するトータルキャリア形成プランを策定し、SD（Staff Development）研修等を展開する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き優秀な教員を獲得するための方策を実施するとともに、見直しを行う。
- ・引き続き教員構成を多様化するための方策を実施するとともに、必要に応じ見直しを行う。
- ・年俸制の導入について検討し、可能なものから実施する。
- ・教員の役割分担システムを運営するとともに、必要に応じ見直しを行う。
- ・育児支援事業を継続的に実施するとともに、必要に応じて見直しを行う。
- ・理工系女性研究者プロモーションプログラムで策定した制度を継続実施する。
- ・子育てを行う職員の実情に応じた柔軟な勤務形態や育児支援を検討し、可能なものから実施する。
- ・学内関係組織と協力して国際化に伴う育児支援について検討を進める。
- ・介護を行う職員の介護支援について検討を進める。
- ・若手研究者育成の観点を重点として、イノベーション人材養成機構を運営する。
- ・教職員への啓発活動を充実する。
- ・大学が求める事務職員像に見合った人材獲得方策（採用ポリシー）に基づき、採用を行うとともに、必要に応じて採用方法の見直しを行う。
- ・事務職員の登用・育成・処遇に関する施策を実施するとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

II-2-1. 事務の効率性や機能の向上を図る。

【52】業務プロセスの見直しを不断に行うとともに、ICT (Information and Communication Technology) の活用等により、事務の効率性を高める。

・業務改善計画を策定し、順次実施する。
・ICT活用による事務の効率化・機能向上を図ると共に、情報セキュリティの向上を図る。

【53】事務組織の機能を向上させ、教育研究活動への支援を充実する。

・事務組織の機能向上について検討し、可能なものから実施する。

III 財務内容の改善に関する目標

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

III-1-1. 外部研究資金・寄附金を増加させるとともに、その他の自己収入を継続的に確保し、財政基盤を強化する。

【54】外部研究資金を重点的・継続的に獲得するための戦略を策定し、外部研究資金申請を奨励・支援する。また、「東京工業大学基金（東工大基金）」をはじめ寄附募集の体制を充実するとともに、授業料や検定料等の自己収入を確実に確保する。

・外部研究資金を重点的・継続的に獲得する戦略を実施するとともに、必要に応じて見直しを行う。
・東工大基金における募金活動を推進するとともに、必要に応じて見直しを行う。
・自己収入を確実に確保するための方策を実施するとともに、必要に応じて見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減を達成するための措置

III-2-1. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【55】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

・実施終了

(2) 人件費以外の経費の削減

(2) 人件費以外の経費の削減を達成するための措置

III-2-2. 予算のより適切な執行管理を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

III-3-1. 資産活用計画を策定し、運用管理を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

IV-1-1. 評価活動を通じて、教育研究等の大学の諸活動の活性化に資する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

IV-2-1. 大学の情報を広く発信するとともに、戦略的広報に

【56】 予算の執行状況等を精査するとともに、コスト削減に取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【57】 土地・建物等の資産活用計画を策定し、有効に活用する。

【58】 資金運用規程を整備し、基本ポートフォリオの策定とその方針に基づいた効率的・効果的な余裕資金の運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【59】 自己点検・評価や第三者評価等を通じて、教育研究の質及び水準の高さを保証し、その向上に繋げるとともに、業務運営の改善を行う。

【60】 各教職員の適正な評価を実施し、評価結果のフィードバック及びインセンティブ付与により、活動意欲の向上や業務の取組改善に繋げる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【61】 広報ポリシーに即した戦略的広報を全国的・国際的に展開する。

・ 予算の執行状況を把握し、効率的な予算執行を行う。
・ 経常的経費のコストダウンにつながる方策について引き続き検証し、必要に応じて順次見直しを行う。
・ 調達業務の効率化方策について引き続き検証し、必要に応じて順次見直しを行う。

・ 引き続き固定資産について効率的・効果的な貸し出しを実施し、必要に応じて見直しを行う。
・ 全学視野に立った宿舍の維持管理について、検討を進め、対応が可能なものは必要な措置を講ずる。

・ 資金運用規程及びポートフォリオに基づき、利率の良い運用商品の情報収集を行うとともに、運用益確保のため効率的・効果的な余裕資金の運用を行う。

・ 各部局等において、策定した年度計画を実施し、自己点検を行って、発展・改善のための次年度計画を策定する。
・ 大学機関別認証評価を受審し、評価結果を公表する。
・ 経営系専門職大学院認証評価を受審し、評価結果を公表する。
・ 平成 22～25 年度までの中期計画実施に係る状況を評価室で確認の上、課題等を抽出し、中期計画担当部署へフィードバックを行う。

・ 各教職員に対する評価を実施し、その結果について各部局等の実情に応じたフィードバックを行うとともに、優れた実績のある教職員に対し、インセンティブを付与する。

・ 前年度の広報実施状況の検証を行い、可能な方策を実施する。

より東工大ブランドを向上させる。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

V-1-1. 魅力ある教育・研究環境の確保及び戦略的な施設設備の整備、活用、維持保全を行う。

V-1-2. 環境負荷低減型キャンパスの構築を推進する。

V-1-3. 安心・安全なキャンパス整備を図る。

V-1-4. 教育研究の高度化に資するため、情報セキュリティ対策を含め学術情報基盤を強化する。

【62】2011年の創立130周年記念事業を契機として、教育研究活動並びに大学運営に関わる情報や成果を更に発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【63】教育研究活動に必要な施設設備の整備及び適切な維持管理等施設マネジメントを推進する。

【64】大岡山・すずかけ台・田町の各キャンパスの総合的な利用計画を策定する。

【65】PFI (Private Finance Initiative) 事業により、合同棟3号館(すずかけ台地区)を整備する。

【66】省エネルギー対策として施設設備のエコ改修のほか、キャンパスの緑地保全の実施等により、環境負荷を低減する。

【67】インフラストラクチャーを整備・充実するとともに、施設の安全性の確保並びにユニバーサルデザイン化を推進する。

【68】教育・研究・運営に係る情報基盤を一元化・高度化し、情報セキュリティを確保しつつ情報の連携を高める。

・広報の実施体制について検証を行い、改善すべき可能な方策を検討する。

・130周年記念事業の更なる発展に向け、社会連携推進本部の取組に係る各種広報活動を実施するとともに、必要に応じて見直しを行う。

・引き続き、元素戦略研究拠点施設の建設を進める。
・引き続き、地球生命研究所研究棟の建設を進める。
・教育改革に伴うスペースの有効活用を検討する。
・スペースチャージ制導入に向けた方策を検討する。

・キャンパス整備計画室において、将来構想に基づく各キャンパスの総合的な利用計画の検討を行う。

・引き続きPFI事業により産学共同研究棟(J3棟)の維持管理業務を実施する。

・施設設備のエコ改修などを実施する。

・インフラストラクチャーを整備するとともに、施設の安全性を確保する。

・情報セキュリティを考慮して、継続的に東工大ポータル
の柔軟な利用環境を整備する。
・キャンパス共通認証・認可システムにおける個人情報
ディレクトリサーバの更新により継続的な安定運用を可能とする。

・TSUBAME2.5、TSUBAME-KFCの運用成果を元に、
TSUBAME3.0の設計・調達プロセスを進める。

・HPCI コンソシウムの中心的センターの一つとして学術

2 安全管理に関する目標

V-2-1. 安全管理の更なる充実を図る。

【69】附属図書館の学術・参考資料を充実するとともに、平成 28 年度から開始する学部大学院一貫の新たな教育システムにも対応できる便利で快適な学習・調査環境の整備等を行い、学習・研究支援機能を強化する。また、外国雑誌センター館として、学術雑誌を幅広く収集し、理工学系の学術情報を発信する拠点としての役割を果たす。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【70】危険・有害物質（化学物質、高圧ガス、廃棄物等）の適正管理を強化・改善する。

クラウド（サイエンスクラウド）基盤の運用を行い、全国基盤として展開する。

・引き続き、東京工業大学 STAR サーチの安定的なサービス提供に継続して取り組む。

・T2R2（Tokyo Tech Research Repository）の機能改善等を図るとともに、サービスの安定的な提供に継続して取り組む。

・大学情報コンテンツの管理・運用に関し、引き続き、学内における大学情報コンテンツの利活用状況の調査・分析を進めるとともに、他大学等の事例を参考に検討を進め、大学情報コンテンツの利活用を促進する方策を検討する。

・キャンパスネットワークの利便性、安全性、可用性の向上に継続して取り組む。

・大学の教育改革推進の一環としてラーニング・コモンズの開設など学生のアクティブラーニングを積極的に支援するサービスや環境整備を行う。

・図書館サービス及びデータベース利用の講習会を引き続き実施する。

・企画展の開催やオープンキャンパス等学内イベントへの協力を通じて親しみやすい場を提供する。

・図書館サポーター業務を引き続き拡充し、効果的な活用を図る。

・外国雑誌センター館の役割を果たすとともに、今後の電子ジャーナル等の整備と経費の負担等について検討し、蔵書の質と利用環境の向上を図る。

・危険物管理規則に基づき、研究室・実験室における危険物の管理を徹底する。

・新化学物質管理ソフトのデータ及び作業環境測定結果を活用し、危険有害物質の適正使用を強化する。

・各種講習会、e-ラーニング等について、危険物管理規則を反映させ、危険物の適正管理・使用方法等について啓発活動を行う。

・化学物質を扱う研究室の廃水について、適正処理の強化を図る。

3 法令遵守に関する目標

V-3-1. コンプライアンスを定着させ、法人運営の透明性を向上させる。

【71】 キャンパスにおける防犯・防災対策に係る施策を強化・改善するとともに、大規模災害・疾病流行への対策を講じる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【72】 コンプライアンス体制を充実するとともに、教職員にコンプライアンス意識を徹底する。

- ・ キャンパスの危険箇所を確認し、整備を行う。
- ・ 防災管理定期点検・防災訓練を実施し、防災安全対策を強化する。
- ・ キャンパスにおける防犯・防災対策を強化する。
- ・ 大規模災害、疾病流行の対策として、備蓄食料、防寒具、医療品の充実を図る。

- ・ 教育研究資金不正防止計画を引続き実施するとともに必要に応じて見直しを行う。
- ・ モニタリングを実施する。
- ・ コンプライアンスに係る体制の充実と意識の向上を図る。